

○富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程

平成24年6月29日

上下水道企業訓令甲第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士市下水道条例（平成10年富士市条例第45号。以下「条例」という。）第7条の2第3項の規定に基づき管理者（公共下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が指定する富士市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成29年上下水道企業訓令甲2号・令和4年3号〕）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の新設、増設、改築及び撤去に係る工事をいう。
- (2) 責任技術者 静岡県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、協会に登録された者をいう。

(指定工事店の指定)

第3条 管理者は、次に掲げる要件のいずれにも適合している工事業者を指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者を1人以上選任していること。
- (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 静岡県内に事業所を有していること。

2 前項各号に掲げる要件に適合している工事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定工事店となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- (2) 協会から責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
- (3) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- (4) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合

- (5) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者である場合
- (6) 法人にあっては、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がいる場合
- (7) 工事業者が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
- (8) 工事業者が市町村税を完納していない場合

3 前項第7号の規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人又は別の法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

4 第1項第1号の責任技術者は、静岡県内における他の事業所の責任技術者を兼任することができる。

(一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲4号・6年3号〕)

(指定の申請)

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第2項第1号に該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 市町村税の完納を証する書類
- (4) 選任責任技術者名簿(第2号様式)及び雇用関係を証する書類
- (5) 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の写し
- (6) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (7) 事業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)
- (8) 事業所の写真

(一部改正〔令和6年上下水道企業訓令甲3号〕)

(指定工事店証)

第5条 管理者は、指定工事店を指定したときは、富士市下水道排水設備指定工事店証(第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を指定工事店に交付するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに指定工事店証再

交付申請書（第5号様式）を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令等その他管理者が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
- （2） 工事は、適正な工費で施行しなければならないこと。
- （3） 工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならないこと。
- （4） 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- （5） 指定工事店としての自己の名義を他の工事業者に貸与してはならないこと。
- （6） 工事は、条例第6条に規定する排水設備等の新設等の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。
- （7） 責任技術者の監理の下においてでなければ工事の設計及び施行をしてはならないこと。
- （8） 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならないこと。
- （9） 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。

（指定の有効期間）

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、管理者は、特に必要と認めたときは、指定の有効期間を短縮することができる。

（指定の更新）

第8条 指定工事店は、前条の有効期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、有効期間が満了する日の1月前までに第4条に規定する申請をしなければならない。

（指定の辞退及び異動等の届出）

第9条 指定工事店は、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき、同条第2項第1号若しくは第5号のいずれかに該当するに至ったとき（法人にあっては、その役員のいずれかが同

条第2項第1号若しくは第5号のいずれかに該当するに至ったとき）、又は指定工事店の業務を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店辞退届（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- （1） 指定工事店証
- （2） 選任した責任技術者の責任技術者証の写し

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届（第7号様式）に別に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- （1） 組織を変更したとき。
- （2） 代表者に異動があったとき。
- （3） 事業所名を変更したとき。
- （4） 事業所の所在地を変更したとき。
- （5） 選任した責任技術者に異動があったとき。
- （6） 住居表示があったとき。
- （7） 電話番号を変更したとき。

（一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲4号・6年3号〕）

（指定の取消し又は停止）

第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項に規定する届出があったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止することができる。

- （1） 法令等に違反したとき。
- （2） 第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当するに至ったとき。
- （3） 管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。

3 指定工事店は、前項の規定により当該指定を取り消され、又は当該指定の効力を停止されたときは、直ちに指定工事店証を管理者に返還しなければならない。

（一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲4号〕）

（責任技術者の責務）

第11条 責任技術者は、法令等に従い、排水設備工事の設計及び施行（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、条例第8条第1項の検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関

係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公示)

第12条 管理者は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は停止したとき。
- (3) 事業所名の変更に係る異動届を受理したとき。

(事務連絡会)

第13条 管理者は、排水設備工事の適正な施行等を確保するため、事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に岳南広域都市計画富士下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等を廃止する規則（平成24年富士市規則第42号）による廃止前の富士市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年富士市規則第33号）の規定により富士市下水道排水設備指定工事店の指定を受けた者は、その有効期間に限り、この訓令の規定により指定工事店の指定を受けた者とみなす。
- 3 平成24年7月8日までの間、指定工事店の指定を受けようとする者に係る第4条の規定の適用については、同条第1号中「住民票記載事項証明書」とあるのは「住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書」とする。

附 則（平成29年12月8日上下水道企業訓令甲第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年11月8日上下水道企業訓令甲第4号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日上下水道企業訓令甲第1号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和４年３月24日上下水道企業訓令甲第３号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月29日上下水道企業訓令甲第３号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

下水道排水設備指定工事店申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
申請者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
電話番号

富士市下水道排水設備指定工事店の指定（更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第2号様式（第4条関係）

選任責任技術者名簿

年 月 日

（宛先）富士市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
申請者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
電話番号

（ふりがな） 責任技術者氏名	住 所	登 録 番 号	登録年月日	兼任の有無及び 兼任する事業所
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

第3号様式（第4条関係）

事業所の平面図及び付近見取図

平面図

付近見取図

（注）

- 1 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 2 付近見取図は、主要な目標物（市外の業者にあつては、最寄りの駅等）を入れて分かりやすく記入すること。

第4号様式（第5条関係）

富士市下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

富士市長 

富士市下水道排水設備指定工事店として次のとおり指定する。

指 定 番 号	
指 定 工 事 店 名	
事 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式（第5条関係）

指定工事店証再交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
申請者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
電話番号

富士市下水道排水設備指定工事店証の再発行を受けたいので、次のとおり申請します。

理 由

第6号様式（第9条関係）

指定工事店辞退届

年 月 日

（宛先）富士市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
届出者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
電話番号

富士市下水道排水設備指定工事店を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

理 由

第7号様式（第9条関係）

指定工事店異動届

年 月 日

（宛先）富士市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
届出者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
電話番号

富士市下水道排水設備指定工事店の指定について異動があったので、次のとおり届け出ます。

異 動 事 項	旧	新

第1号様式（第4条関係）

（一部改正〔令和3年上下水道企業訓令甲1号〕）

第2号様式（第4条関係）

（一部改正〔令和3年上下水道企業訓令甲1号・6年3号〕）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）

（一部改正〔令和3年上下水道企業訓令甲1号〕）

第6号様式（第9条関係）

（一部改正〔令和3年上下水道企業訓令甲1号〕）

第7号様式（第9条関係）

（一部改正〔令和3年上下水道企業訓令甲1号〕）